

11月は「年金月間」

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

社会保険庁は、11月を「年金月間」として、年金制度の意義や役割について理解を深めていただく期間としています。

年金制度は社会全体で支える「世代間扶養」により、やがて訪れる老後の安定した収入を確保するために大切なものです。平成18年の日本人の平均寿命は、男性79・00歳、女性85・81歳といずれも過去最高となりました。年金の受給開始にあたる65歳以後の平均余命は、男性が18・45年、女性が23・44年となり、この期間が平

年金は世代と世代の支え合い

均的な公的年金の受給期間になると考えられます。平成18年国民生活基礎調査によると、高齢者世帯における所得の種類では「公的年金や恩給」の占める割合が70・2%となっています。

わが国の公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者世代を支えるという「世代と世代の支え合い」が基本となっています。かつての日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進み兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

この制度を一人一人がよく理解し、守り育てていくことが大切です。

この機会に「ねんきん」について考えてみましょう。

年金記録相談会開催

年金記録に関する疑問や不安を解消していただくため、次の日程で年金記録相談会を開催します。当日は、三次社会保険事務所職員が相談に応じます。



相談日程

比和地域	11月22日(木)	比和支所 2階第3会議室
総領地域	12月21日(金)	総領支所 2階会議室
西城地域	1月21日(月)	西城公民館 1階農林研究室
庄原地域	2月22日(金)	本庁別館 4号第1会議室
口和地域	3月21日(金)	口和支所 1階オープンスペース

相談時間はいずれの会場も、10時から16時までです。
 ※自分の年金記録がどうなっているかを確認したい方は、この機会にご相談ください。
 ※当日は、年金手帳または年金証書をご持参ください。

国民年金と税金

◎保険料と税金

納めた保険料は、その年内に納めた分が社会保険料控除として、全額所得税や住民税の課税対象の所得から差し引かれます。

国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たっては、納付したことを証明する書類を、確定申告または年末調整の際に添付しなければならないことになっています。

11月上旬に社会保険庁から、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されますので、年末調整または確定申告の際には、必ずこの証明書を添付してください。

◎年金と税金

年金のうち、老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金は、所得税法のうえで雑所得とみなされ、所得税や住民税の課税対象となります(老齢福祉年金は除く)。課税に当たっては、年金所得者として「公的年金等控除」が受けられます。

障害基礎年金・遺族基礎年金などは、非課税です。

国民年金保険料は、納期限までに納めましょう

●年金についてのお問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」0120-657830
 「ねんきんダイヤル」0570-05-1165